

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 6 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和8年6月25日

開 議	午前 9 時 30 分	
日程第 1	議案第 39 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第 2	議案第 40 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第 3	議案第 41 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正)
日程第 4	議案第 42 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第 5	議案第 43 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市一般会計補正予算第 10 号)
日程第 6	議案第 44 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号)
日程第 7	議案第 45 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市介護保険特別会計補正予算第 5 号)
日程第 8	議案第 46 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第 1 号)
日程第 9	議案第 47 号	岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第 10	議案第 48 号	岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 11	議案第 49 号	令和 8 年度岩出市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	議案第 50 号	令和 8 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 51 号	令和 8 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 52 号	令和 8 年度岩出市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 15	議案第 53 号	令和 8 年度岩出市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 16	議案第 54 号	市道路線の認定について
日程第 17	議案第 55 号	動産の取得について
日程第 18	議案第 56 号	動産の取得について
日程第 19	委員会	の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第39号から議案第56号までの議案18件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第18 議案第56号 動産の取得について

○玉田議長 日程第1 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第18 議案第56号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案18件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）外、議案11件です。

当委員会は6月19日金曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第47号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第48号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第52号 令和8年度岩

出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第54号 市道路線の認定の件、議案第55号 動産の取得の件、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第43号の所管部分及び議案第46号は承認、議案第47号、議案第48号、議案第49号の所管部分、議案第52号、議案第53号及び議案第55号は可決、議案第54号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）では、固定資産税の免税点について、家屋及び償却資産の免税点引上げにより、新たに非課税となるものの見込みは、について。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）では、特例措置を受けた実績は何件ぐらいあるのか、について。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分では、和歌山防災力パワーアップ補助金の補助内容は。また減額理由は。土地売却収入について、法定外公共物等の内訳は。また売却先は。大阪方面路線バス補助金が減額となった要因は。新規就農者育成総合対策事業補助金について、事業が延期となった理由は。また、補助対象者が予定としていた作物は。水田農業構造改革対策事業費の工事請負費について、市民農園の工事内容は。また、市民農園を新たに開設しなかったのは応募がなかったためか。都市計画総務費の工事請負費の減額内容は。岩出市住宅耐震改修事業費補助金の減額理由は。自主防災組織育成事業補助金が減額となった要因は。また、減額する補助内容の内訳は、について。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第47号 岩出市印鑑条例の一部改正の件では、印鑑登録証明書の交付について、代理人が交付手続を行う場合、委任状が必要となるのか、について。

議案第48号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第52号 令和8年度

岩出市水道事業会計補正予算（第１号）及び議案第53号 令和８年度岩出市下水道事業会計補正予算（第１号）では、質疑はありませんでした。

議案第54号 市道路線の認定の件では、一部市道認定を行わない箇所の理由は。また、その箇所の舗装等の劣化などへの対応は、について。

議案第55号 動産の取得の件では、現在使用している基幹系システム用パソコンの使用年数は。また、故障の状況は。今回購入するパソコンのメモリ数の違いは、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

６月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）外、議案７件です。

当委員会は６月22日月曜日、午前９時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第４号）、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度岩出市介護保険特別会計補正予算第５号）、議案第49号 令和８年度岩出市一般会計補正予算（第１号）所管部分、議案第50号 令和８年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第51号

令和８年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第１号）及び議案第56号 動産の取得の件、以上７議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第43号の所管部分、議案第44号及び議案第45号は承認、議案第49号の所管部分、議案第50号、議案第51号及び議案第56号は可決しました。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）は、討論の後、賛成多数で承認しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）では、中間所得層は保険税額が増えないのか。また、中間所得層はどれくらいあるのか。中間所得層は影響が少ないが、子ども・子育て支援金制度ができたことによって、新たな負担が発生している事実が変わりないか。子ども・子育て支援金制度ができたことによって、直接負担が課せられる点について見解は、について。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分では、自立支援医療給付費（更生医療分）について、減額の理由は対象者の減か。また、その要因は。広域入所保育委託料の減額は、利用者数の減か。また、広域入所の利用者が減ったことで、市内待機児童や入所調整に影響はないのか。予防接種委託料の減額となったワクチンは何か。ごみ減量化対策事業補助金の対象者数の増加に向けた新たな施策や対策は。クリーンセンター費の委託料の減額の理由及び内容は。また、ごみの減量化対策との関連性は、について。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）では、居宅介護サービス給付費の増額の理由は。また、介護職の成り手不足の状況は。施設介護サービス給付費の減額の理由は。事業者が老人保健施設を介護医療院に転換した状況は。また、転換によって問題が起きていないのか、について。

議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分では、質疑はありませんでした。

議案第50号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、印刷製本費は子ども・子育て支援事業のチラシとのことだが、内容は。また、活用方法は。国庫補助金の額が少額なことに対する考えは、について。

議案第51号 令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第56号 動産の取得の件では、現在使用しているパソコンの使用年数は。また、計画的に入れ替えているのか。入れ替えた古いパソコンの処分方法は、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第47号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第48号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）、議案第50号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 令和8年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第54号 市道路線の認定の件、議案第55号 動産の取得の件、議案第56号 動産の取得の件、以上、議案17件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案17件に対する討論を終結いたします。

議案第39号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第56号までの議案17件を一括して採決いたします。

この議案17件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第46号までの議案7件は、原案のとおり承認、議案第47号から議案第53号まで、議案第55号及び議

案第56号の議案9件は、原案のとおり可決、議案第54号は原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議案第42号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

まず、本議案に含まれる国民健康保険税の軽減対象となる所得基準の見直しや、18歳未満の子供に係る負担軽減については、子育て世帯や生活に配慮が必要な方々への支援として評価するものであります。

その一方で、基礎課税額の課税限度額の引上げなど、市民負担の増加につながる内容が含まれており、現在も物価高騰が続く中、食料品や光熱費をはじめとする生活費の負担は大きくなっております。

国民健康保険加入者には、自営業者や年金生活者をはじめ、所得が大きく伸びにくい方々も多く含まれております。子育て支援や社会保障の充実そのものに反対するものではございませんが、しかしながら、その実現に当たっては、市民の生活への影響を十分に考慮し、負担増につながるものについては慎重であるべきと考えます。

このことから、市民負担の増加につながる部分については賛同することができません。よって、本議案には反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、令和8年4月1日の地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正のため専決処分されたものです。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引上げ、新たな制度である子ども・子育て支援納付金の課税限度額の設定並びに国民健康保険税の5割及び2割減額となる所得の拡大について、改正されるものです。

基礎課税額の限度額の引上げにより、高所得層は負担増となりますが、保険税率

は据置きとされているので、中間所得層への直接的な影響はないと聞いております。

一方で、低所得層においては減額対象が拡大される内容となり、負担軽減が図られています。

いずれも国民健康保険の運営に当たり、必要な条例改正であると考えますので、本議案に賛成といたします。

なお、令和8年第1回定例会において、申し述べたとおり、子ども・子育て支援金は、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、全体の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に、医療保険の保険料と併せて、令和8年度から拠出していただくものです。

国においては、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す、こども未来戦略「加速プラン」により、子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされ、対象者に一定の広がりのある6つの子育て施策、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付及び育児期間中の国民年金保険料免除措置に子ども・子育て支援金が充てられます。

このまま少子化の進行を放置すれば、将来的には現役世代の負担増がより深刻化することは明らかであります。短期的な負担増に着目するのではなく、将来世代への投資として考えるべきであると申し添え、私の賛成討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正について）、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、2026年度の国の制度改正に基づくものであり、その主な内容は、低所得者世帯を対象とした2割、5割の法定減免の対象拡大、医療分国保税の基礎課税額の1万円引上げ、そして、今年度から新たに国保税と併せて徴収されることとなった子ども・子育て支援納付金の枠組み新設に伴う減免制度及び限度額の設定であります。

確かに法定減免の対象拡大自体は積極的なものでありますが、しかし、その一方で、基礎課税額、いわゆる最高限度額の引上げが与える影響は極めて重大と言わざるを得ません。一見すると、医療分国保税が66万円から67万円と僅か1万円の引上げであるかのように説明されていますが、実際には新たに新設された子ども・子育て支援金分の最高限度額3万円がそこにそのまま上乗せされます。これによって、

国保税の最高限度額の合計は、昨年度の109万円から、今年度は一気に113万円と4万円も引上げとなります。実質的な増税にほかなりません。

もともと負担構造が重いと言われる国民健康保険において、これ以上の負担増を重ねることは、地域経済の活力をそぐことにつながります。そもそも子ども・子育て支援金は、子育てを社会全体で支えるという名目でありながら、現実に子供のいる国保加入世帯に対しても一律に課せられるなど、制度の根幹に大きな矛盾をはらんでいます。子育て世帯を応援するはずの制度が、結果として、子育て世帯の負担を増やすという本末転倒な仕組みは、到底容認するものではありません。

国の方針とはいえ、住民にダイレクトにしわ寄せが行く、このような制度の在り方は根本から改めるべきであることを強く指摘し、本案に対し反対討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

(なし)

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

日程19 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月29日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月29日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時58分)